

政令第三百三十三号

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
内閣は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号、第八項第四号及び第十項第四号、第十五条の二第二項第五号、第十六条第一項第一号並びに第十八条第一項第六号イ中「船荷証券」の下に「又は複合運送証券」を加える。

第六十二条の二第三項第四号及び第六十二条の十六第三項第四号中「第十一号又は第十二号」を「第十号又は第十八号」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中第二十一号を第二十二号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次

に次の一号を加える。

九 法の別表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)及び(二)のBの(d)に掲げる物品

第十六条の三中「第十六号」を「第十七号」に改め、第十八号を第十九号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 法の別表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のロに掲げる物品

第七十四条を次のように改める。

(試験方法の指定)

第七十四条 法の別表第三三〇一・二五号の一の(一)に規定する政令で定める試験方法は、ペパーミント油が含有するアルコールをアセチル化した上で、ペパーミント油が含有する全てのエステルを酢酸エステルとみなし、これをけん化することにより定量し、当該エステルを構成するアルコールをメントールとして換算して得た数量を、メントールの総量とする方法とする。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「及びエチルターシャリーブチルエーテル」を「等」に改め、同条第一項中「及び第二九〇九・一九号」を、「第二九〇九・一九号及び第三九〇一・一〇号の一」に改める。

第十条の四第二項及び第六項中「において」の下に「読み替えて」を加え、「環太平洋包括的及び先進的協定の」を「次に掲げる経済連携協定の」に、「環太平洋包括的及び先進的協定が」を「それぞれ当該経済連携協定が」に改め、同条第二項及び第六項に次の各号を加える。

一 環太平洋包括的及び先進的協定

二 欧州連合協定

第十四条第一項中「この条」の下に、「第十六条第二項及び第十九条の八第四項」を加え、同項ただし書中「平成三十年」を「平成三十一年」に、「平成二十九年度」を「平成三十年」に改め、同条第四項中「に規定する日」を「又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日」に改め、同条第五項を削る。

第十六条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消

費量と同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条第三項中「に規定する日」を「に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日」に改める。

第十九条第三項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「第七条の六第五項において」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項中「第十条の四第四項及び第五項に規定する日」を「第十条の四第四項から第六項までに定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日」に改める。

第十九条の八に次の一項を加える。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る

輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十九条の十第二項の表中

財務大臣	税関長
毎月末	毎旬の末日

を「

毎月末

毎旬の末日

に改め、同条第三項の表中

財務	毎月
----	----

大臣

税関長

を「毎月末

毎

末

毎旬の末日

旬の末日

「に、「を同日」を「について同日」に改める。

第二十六条第三項中「、マレーシア」及び「、タイ」を削り、「五箇国」を「三箇国」に改める。

第三十二条第一項第四号中「調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加え、同項第五号中「、第〇四〇

六・九〇号」を「及び第〇四〇六・九〇号」に改め、同条第二項第二号及び第三号中「関税割当調製粉乳用ホエイ」を「関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」に改める。

第三十八条中第二十九号を削り、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(二)のBの(d)に掲げる貨物のうち、ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）以外のもの

別表第一の二十四の項中「関税割当調製粉乳用ホエイ」を「関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第四条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一〇号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二〇号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二〇号の項、第〇四〇二・二〇号及び第〇四〇二・二〇号の項並び

に第〇四〇四・一〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項中「調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加え、「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に、「五一、八六〇トン」を「四六、二〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月

三一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「四、一八一、五〇〇トン」を「四、一七七、六〇〇トン」に、「三六二、〇〇〇トン」を「三七七、一〇〇トン」に、「一二〇、五〇〇トン」を「一二四、四〇〇トン」に、「一〇四、〇〇〇トン」を「九一、一〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成三〇年一月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二三六、四〇〇トン」を「二八二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三二年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「一六五、六〇〇トン」を「一五七、〇〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号



の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に、「一六、七〇〇トン」を「一一、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に、「三八、三〇〇トン」を「三七、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に、「四〇、三〇〇トン」を「三八、八〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号

、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正）

第五条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 関税暫定措置法別表第一第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のロに掲げるもの  
（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項（二〇）中「同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除

く。）」の下に「、関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）」を加え、「(各成分のうち関税率表第一二一二・二一号の物品の重量が最大のものを除く。）」を削り、同項(三七)を削り、同項(三六)中「(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除く。))」を削り、同項(三六)を同項(三七)とし、同項(三五)を同項(三六)とし、同項(三)を削る。))」を削り、同項(三六)を同項(三七)とし、同項(三五)を同項(三六)とし、同項(三)の次に次のように加える。

(三五) 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除く。))及び関税率表第二〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。))

別表第一の十の項(九)中「及び」を「並びに」に、「に掲げる物品、同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅰ)」を「及びⅢの(Ⅰ)」に改め、「(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除く。))」を削り、同項(二一)中「同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品

(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)」の下に「、関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)」を加え、同項(一八)中「関税率表」を「関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。))を除く。)」及び関税率表」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第六十二条の二第三項第四号及び第六十二条の十六第三項第四号の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の施行の日(平成三十一年七月一日)から施行する。